

戦後日本における台湾人華僑の苦悩

——国籍問題とそのアイデンティティの変容を中心として

何 義 麟

はじめに——境界地域における台湾人の祖国憧憬

- 1 在日台湾人の法的地位とその政治動向
- 2 台湾人華僑のアイデンティティ問題
- 3 むすびにかえて——境界人としてのアイデンティティの模索

はじめに——境界地域における台湾人の祖国憧憬

現在のメディアでは、日本に在住する台湾出身者を「台湾人」と呼んでいるが、時折、「華僑」という言い方も見られる。実は、在日台湾人の国籍は多国籍化しており、必ずしも中華民国籍とは限らない。また、中華民国籍を持つ日本華僑の中には清朝や中華民国統治期の中国大陸から日本に渡ってきた華僑とその子孫も含まれる。彼等はただ中華民国籍を持つだけで、家系は数代にわたり台湾に在住したことすらない。勿論、台湾出身者は必ずしも全員が華僑と自称しているわけではない。戦後の動乱を体験してきた一部の在日台湾人は2つの中国をとともに拒絶し、台湾独立運動に身を投じていた。ただし、独立運動者は華僑社会と一定のつながりを持っていたため、独立派の台湾人を華僑と見なしても差し支えないだろう。このような錯綜する日本華僑華人社会における台湾人の位置づけを論じるため、本稿では「台湾人華僑」⁽¹⁾という用語で戦後日本に在住する戦前の台湾出身者の国籍問題とそのアイデンティティの変容を検討する。総じていえば、本稿のいわゆる台湾人華僑とは、戦後生まれの台湾人を別にして、戦前の台湾出身者が戦後の日本に住みながらも、2つの中国へのアイデンティティ問題に悩んでいた人々の総称である。彼等は大日本帝国から折りたたまれた日本国、分裂国家の中国、出身地の台湾という時空間を跨ぐ境界地域に暮らしながら、自分の帰属すべき祖国を探し求めている⁽²⁾。その代表的人物として、作家の陳舜臣（1924-2015）を取り上げることができよう。

(1) 戴の著書では「台湾人華僑」という用語が使われている。本稿ではこの用語をそのまま援用する。戴国輝「日本華僑への手紙」、前掲『華僑——「落葉帰根」から「落葉生根」への苦悶と矛盾』（研文出版、1980年）、120-125頁。

(2) 日本帝国体制の研究者である浅野豊美は、戦前から戦後への日本の脱帝国化を「折りたたまれた帝国」という言葉で描いている。浅野豊美『帝国日本の植民地法制：法域統合と帝国秩序』（名古屋大学出版会、2008年）。これに対して、台湾人華僑は日本と中国のはざまでさまようことから、脱植民地化の蹉跌と言ってもよいだろう。

2015年1月21日、陳舜臣が亡くなった後、日本と台湾のメディアは即座に彼の訃報を伝えた⁽³⁾。新聞の記事には「神戸市生まれ。祖先は中国・福建省の出身。祖父の代に台湾から神戸に転居した貿易商の家で育った。」そして「敗戦で国籍が日本から中国に変わり、研究者の道が閉ざされたため退職。家業を手伝いながら小説を書き始めた。」と紹介された。ほかの生い立ちの紹介記事を合わせてみると、陳は神戸市出身、本籍は植民地の台湾台北、日本敗戦で中華民国籍へ変わり、1973年に中華人民共和国の国籍を取得し、1989年の天安門事件の衝撃を受けて中国に失望したため、翌年に日本の国籍を取得という3度の国籍変更という経験の持ち主であったことがわかる。ジャーナリストの野島剛の論評では「陳舜臣という作家の90年間におよぶ長い人生は、それ自体が、戦後の日本、中国、台湾の複雑な関係を見事に浮かび上がらせる『物語』である⁽⁴⁾。」と述べられている。確かに、著名作家となった陳は国籍の変更をエピソードとして物語化することができるが、実際には多くの台湾人華僑が戦後の日・中・台の複雑な関係に巻き込まれ、国籍問題やナショナル・アイデンティティに悩んでいたことも注目すべきであろう。また、この関連分野の先行研究も整理しなければならない。

戦後の華僑あるいは在日台湾人のアイデンティティについては、歴史学者の戴国輝(1931-2001)が多く研究成果を残している⁽⁵⁾。彼は自分を台湾客家出身の中国人と位置づけ、そして「境界人」と自称することで日本植民地支配を体験した台湾人華僑の苦悶を語っている。松永正義は、戴の著作のマイノリティという視点の特徴を次のように分析している。「戴国輝自身も言うように、中国に対する台湾という位置、台湾の漢民族の中で客家という位置、日本社会の中での華僑という位置、という重層的に重なったマイノリティとしての自己から出発して、そうしたマイノリティのアイデンティティを如何に確立するかということが戴国輝の研究の大きなモチーフとなっていた⁽⁶⁾」また松永は、戴こそが日本学界における台湾研究の欠落を批判しながら、広い枠組みのなかで台湾の歴史を考えようとする視点を持ち、また華僑論の新しい枠組みを提唱したとしている。しかし、戴は1970年代に入ってからやっと台湾研究分野に関する日本言論界の寵児となった。彼は1950-60年代の在日台湾人あるいは華僑に関する論議にかかわることはなかったし、その前史としての時代状況に関する論評もそれほど多くない。

まずは戴の1960年代後半以降の研究成果を吸収しなければならないが、その前に、戦後在日台

(3) 「作家の陳舜臣さんが死去 90歳、日中の文化的架け橋」『朝日新聞DIGITAL』2015年1月21日。「台裔日籍作家陳舜臣去世 享寿90」『中央通訊社』2015年1月21日(2015年1月22日閲覧)。

(4) 野島剛「陳舜臣は『中国人作家』だったのか——その複雑な国籍の変遷を考える」『新潮社Foresight(フォーサイト)』: <http://www.fsight.jp/32542> (2015年2月15日閲覧)。

(5) 戴国輝の単行本の研究成果は次の通りである。『日本人とアジア』(新人物往来社、1973年)、『境界人の独白』(龍溪書舎、1976年)、『台湾と台湾人——アイデンティティを求めて』(研文出版、1979年)、同『華僑——「落葉帰根」から「落葉生根」への苦悶と矛盾』(研文出版、1980年)。

(6) 松永正義「解題 戴国輝の位置」『戴国輝著作選Ⅰ 客家・華僑・台湾・中国』(みやび出版、2011年) 438頁。前掲の単行本の論稿はその大半が著作選Ⅰに収録されている。松永のいう戴の研究の特徴は次の通りである。第一の特徴は、その研究が左派の立場からのものだったことだ。第二の特徴は、植民地とは何かという問いが研究の基底にあることだ。第三の特徴はマイノリティという視点である。特徴の第四として挙げておきたいのは、歴史の中で苦悶する個人の視点から歴史をとらえようとする方法である。

台湾人の境遇とその言論界の関連する議論を遡って検討する必要もある。1945年の日本敗戦後、多くの海外に住む植民地台湾人は故郷へ戻ったが、1950年前後まで約2万5千人もの台湾人が引き続き日本「内地」に在住した。なぜ、「外地」出身の彼等は故郷台湾へ帰らなかったのか。まず、蒋介石の国民党政府（以下は「国府」と略す）は戦後の台湾を失地回復という名目で接收したが、悪政の統治により二・二八事件という住民の反政府暴動を引き起こした。そのため、彼等の多くは出身地の台湾へ戻るよりも、GHQ占領下の日本に滞在するほうがよりましたと考えた。1949年に入ると、国共内戦の国府敗退により台湾は戒厳令体制下に置かれ、10月10日に中華人民共和国が誕生した。しかし、翌年6月25日朝鮮戦争をきっかけとして米国は台湾海峡中立化政策により国府を支援し、2つの中国の対峙という国際情勢が形成された。このような冷戦体制下において、華僑としての在日台湾人は帰郷の念が打ち消され、また台北政府か北京政府かのどちらの方を支持すべきかにも悩まされてきた。このような国共内戦プラス東アジア冷戦の国際情勢は、台湾人華僑のアイデンティティの複雑さを深めた一因だと言えよう。

戦後から1960年代までの日本学界における台湾研究の欠落、もしくは軽視の問題はすでに指摘されている⁽⁷⁾。そうすると、現時点からその時代状況を再検証することができるのか。これは史料発掘と関連する問題であろう。華僑社会においては僑団（華僑団体）、僑校（中華学校）、僑報（華僑報）という三つの宝（三宝）が存在していると言われるが、華僑史研究においては、華僑紙とその紙上論壇の存在は殆ど無視されてきたようであった。実際には、戦後の華僑団体の新聞や雑誌を読み進めれば、在日台湾人の法的地位の問題やナショナル・アイデンティティをめぐる台湾人の動向とその心境を明らかにすることができよう。多くの戦後日本における華僑団体の活字メディアのなかで、東京華僑総会発行の『華僑報』⁽⁸⁾が最も注目すべき華僑紙であろう。そのため、本稿は華僑新聞の内容分析を中心として、台湾人華僑のアイデンティティの変容を検討する。

戦後、在日台湾人は一方的な国籍変更を迫られ、その殆どが華僑社会の一員となった。しかし、彼等の多くは一般の華僑と違う処遇を経験し、深刻なアイデンティティの悩みを抱えていた。比較の視点から見ると、在日台湾人の法的地位はむしろ在日朝鮮人との共通点があった。また、旧植民地人としてのトラウマを克服しようとする希求も類似していた。そのため、本稿では在日朝鮮人の動向を参考にしながら、戦後の国籍変更により生じた台湾人華僑の法的地位問題、ナショナル・アイデンティティに対する苦悩、そして台湾人意識の変容を明らかにする。

(7) 川島真は、戦後初期の日本は戦前の植民地であった台湾をいかにとらえ、そして戦前の台湾をめぐる膨大な知的集積をどのように継承したのか、という問題点を次のように整理している。即ち、戦後日本の言論における左傾化した日本の知識人にとって、台湾は語る対象ではなく、「進歩的知識人は台湾は語らない」ものとされたのである。この問題について、1960年前後から戴国焯等のような台湾からの留学生が、台湾研究の空白を埋めることに貢献したとされる。川島真「第一章 日華・日台二重関係の形成 1945-49年」川島真・清水麗・松田康博・楊永明編『日台関係史 1945-2008年』（東京大学出版会、2009年）34-35頁。

(8) 1946年「留日東京華僑聯合会」が発足し、まもなく会報が創刊されたが（所蔵不明）、1951年4月21日『東総会報』（東京華僑総会会報、改題第1号から同会現存）へと改題された。同年9月第3号以降、月刊誌としての『東京華僑会報』を発行し、1954年旬刊となった。1957年4月21日より『華僑報』へと改題し、2014年時点の現在も継続している。

1 在日台湾人の法的地位とその政治動向

戦後、GHQ占領初期の法令上は、在日台湾人と朝鮮人は「解放人民」として処遇すべきであるが、必要な場合には「敵国人」として処遇してよい、とされていた⁽⁹⁾。その時、一部の台湾人は「戦勝国民」を自認し、日本の警察による逮捕や裁判を受けない特権を享有すると主張した。しかし、日本警察は治安の管轄権を持つことを強調し、台湾人と朝鮮人を厳しく取締まるべき「第三人」と見なした。1946年、警察が台湾人露天商を取締まろうとした「渋谷事件」が起き、台湾人10数名の死傷者および40数名の逮捕者が出た⁽¹⁰⁾。

事件の逮捕者が裁判にかけられたが、在日台湾人の法的地位が不明確であったため、適用法令に関する論争が生じた。この事態に対して、中国駐日代表団が在日台湾人の法的地位の交渉に乗り出した。1947年2月、GHQ、駐日代表団及び日本政府の三者交渉により決着がつけられ、在日台湾人を華僑として登録するという国府の提案がGHQの同意を得た。それ以降、華僑登録を済ませた台湾人（Formosan-Chinese）は刑事裁判において華僑と同じように戦勝国国民の待遇が受けられるようになった。ただし、平和条約が締結される前に台湾人の中華民国籍を認めないという日本側の原則もGHQからの承認を取り付けた⁽¹¹⁾。

(1) 外国人登録証の国籍欄問題

1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効され、日本は主権を回復した。同日、日本政府は在日外国人を管理するための法125号「外国人登録法」を公布し、華僑となった台湾出身者の日本国籍離脱も確定となった。また、この新しい登録法に合わせて旧植民地住民の国籍問題を処理するための法126号も公布された⁽¹²⁾。この条文に適用される朝鮮人や台湾人が「法126-2-6 該当者」とされて、その子が「法126の子」とされた。実際、当時の外国人のほとんどが旧植民地出身の韓国・朝鮮人及び台湾人であったが、60万人以上の在日朝鮮人だけで90%以上を占めていた。その次は在日台湾人であった⁽¹³⁾。この異例の状態は日本に在住する旧植民地人問題の深刻さをはっきりと示していた。

一方、当時の朝鮮半島と中国はすでに分裂国家となっていた。これにより、外国人登録令の実施には国籍欄をどのように表記すべきかという大きな問題が生じたのであった。1949年以降、2つ

(9) これは1945年11月1日、GHQによる指令の内容である。『在日朝鮮人管理重要文書集（1945-1950年）』（湖北社、1978年）10頁。

(10) この事件の最新の研究成果は次の論稿を参照されたい。楊子震「帝国臣民から在日華僑へ——渋谷事件と戦後初期在日台湾人の法的地位」『日本台湾学会報』第14号、2012年6月、70-88頁。

(11) 松本邦彦解説・訳『GHQ日本占領史16 外国人の取り扱い』（日本図書センター、1996年）61-69頁。

(12) この法令は「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」である。名称が長すぎるため、多くの研究者は「法126」と呼んでいる。

(13) この法126は第2条第6項により旧植民地人の居留規定が示されている。この条項によると、旧植民地人については「その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。」とされた。この暫定措置の該当者は永住することも可能となった。

の中国の対峙の下で日本の華僑社会も二つに分かれてしまった。1950年前後、旧植民地出身者である台湾人は約5万人の日本華僑の半分を占め、彼等の政治動向が注目されていた。その結果としては、在日台湾人と華僑は同様に「中国」と記載された。これに対して、在日朝鮮人の国籍表記はおおよそ「朝鮮」と「韓国」とされた⁽¹⁴⁾。なぜこのような結果となったのか。検討を進めてみると、左傾化した台湾人の存在が浮かび上がって来る。

『東京華僑会報』の第7号の報道によると、1952年9月29日から1ヵ月間に戦後3回目の外国人登録証切替えが全国的に実施された。従来の登録証明書の国籍欄は中国人の場合「中国」、「中華民国」、または「台湾」と記載されていたが、今回はすべて「中国」と統一されることになった。実際には「中国」と記載されなかったケースもあったが、東京華僑総会は入国管理局に統一の申し入れをしたため、管理局では直ちに「中国」に統一表示するよう再度指示がなされた⁽¹⁵⁾。関係者の証言によると、華僑総会の幹部は確かに国籍表記の統一を強く求めていたのであった⁽¹⁶⁾。しかしその一方、日本政府はアメリカからの要請で最終的に中華民国と平和条約を結んだが、日本の文化人や社会全体では社会主義や共産主義への共感が強く、中国大陸との通常の往来を強く求めていた⁽¹⁷⁾。この日本社会の傾向も外国人登録証の国籍欄には「中国」と統一記載された一因であろう。また、このような便宜的措置は国府側の理解も得られたと考えられる⁽¹⁸⁾。つまり、国籍欄の統一記載は華僑、国府と日本政府の三方の妥協案であったとも言えよう。

前述のように、国籍欄の統一記載は東京華僑総会による要求である。実は総会幹部の大半が左傾化した在日台湾人であった。1948年以降、なぜ多くの在日台湾人が左傾化したのか。筆者はかつて在日台湾人の回想録および留学生の活字メディアを検証することにより、在日台湾人の左傾化の過程を明らかにしている。1950年代以降の冷戦構造下において、彼等は国民党の台湾統治に不満を持ちながら、反帝国主義の理念も唱えていた。結局、彼等の影響下にあった学生団体や華僑組織が北京政府支持へ傾いていた⁽¹⁹⁾。さらに、当時の言説を再検証すれば、反国府の在日台湾人が自分の国籍欄に「中華民国」と記載されることに反対した心情も理解できよう。これに対して、日本政府は国籍欄に国交のない「中華人民共和国」の記入を認めるわけにもいかなかった。結局、妥協案として国籍欄には一律に「中国」と記載され、こうして台湾人華僑が正式に誕生するようになった⁽²⁰⁾。

(14) 戦後初期、外国人登録証には国籍（出身地）という欄が設けられ、在日台湾人はその欄に中国（台湾）と記入された。1952年以降、登録証には国籍という表記欄しか残されなかった。

(15) 「外国人登録の切り換え 国籍は中国に統一」『東京華僑会報』第7号、1952年10月23日、第1版。

(16) 日本華僑華人研究会編著・陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』（華僑新報社、2004年）296頁。

(17) 国分良成等『日中関係史』（有斐閣、2013年）40-43頁。

(18) 一説によると、国府の外交部と日本の外務省（特に入国管理関係者）との交渉において、国府側は「台湾」という記載に反対し、最終的に「中国」に統一するようになったが、これを裏付ける文献が今のところ見当たらない。華僑の国籍表記を「中国」にした原因は複数あるが、諸説の再検証は今後の課題とする。

(19) いわゆる在日台湾人の左傾化とは社会主義者となったことを指すだけではなく、一部の知識人が反帝国主義者や中国ナショナリストとなり、北京政府を支持する政治活動を展開したことも指す。この問題については、次の論文を参照されたい。何義麟「戦後台湾人留学生の活字メディアとその言論の左傾化」大里浩秋編『戦後日本と中国・朝鮮—ブランク文庫を一つの手がかりとして』（研文出版、2013年）120-168頁。

(20) 「外国人登録の切り換え 国籍は中国に統一」『東京華僑会報』第7号、1952年10月23日、第1版。

(2) 台湾人華僑による反国民党政府の展開

台湾人華僑による反国府運動が盛り上がる中で、1950年から中国駐日代表団も左傾化した華僑への取締りを強化した。まず、1951年8月3日、中国駐日代表団は左傾化した「東京華僑總會」に解散を命じ、別に「東京華僑聯合会」を創立した。次に、「華僑登記弁法」[華僑登記規則]の第20条には、「在日僑民が政府の法律、命令に違反した言論及び行動があった場合、僑務処で調査の上事実なら実情の大小によって登記証を発行しないか、保護しないかまたは本国へ送還する。」という厳しい規定が設けられた⁽²¹⁾。GHQ占領期の日本では中国駐日代表団が華僑をコントロールすることができ、「華僑登記証」の更新ができない在日台湾人は旅券の失効と同様に日本の在留も困難となった。このような規定には国府が華僑の左傾化動向を制圧しようとする意図が明示されている。しかし、1952年4月対日平和条約の成立と外国人登録法の実施によって、「法126号該当者」の台湾人華僑は永住権並みの在留資格を得たことにより、国府の牽制から逃れることもできた。

1952年7月19日の『東京華僑總會会報』第6号には2本の記事が掲載された。この内容は、主に国籍欄表記が「中国」で統一されることに関する説明であったが、解説記事には外国人登録の手続きの説明として、戦前に日本に移住してきた台湾出身者はパスポートが不要であることも強調された。さらに、在日台湾人は登録すると同時に永住許可申請をすれば、永住権も得られるとの説明もあった⁽²²⁾。実際に、この永住権は期限設定なしの在留許可だけで何の優遇措置もなく、場合により再入国の許可を取れない問題があったが、外国人登録の手続きには国府発行の旅券が不要となったため、旧植民地人としての台湾人華僑は有利な立場に置かれるようになった。これは前掲の記事に旅券不要という事と永住許可申請の事が強調して書かれた原因であろう。こうして、左傾化した華僑はさらに自由に北京政府支持及び日中友好運動を推進し、専制独裁の国民党政府への批判を展開できるようになった。ただし、台湾人華僑の政治動向は複雑な様相を呈し、必ずしも北京政府支持だけではなかった。

在日の旧植民地住民には多くの人が国府と韓国のような反共政府を支持しなかった。彼らは永住並みの権利があったが、中華民国や大韓民国の旅券を取得しなければ、外国から日本へ戻るための再入国許可の取得が困難だった。例えば、北京政府支持を表明する台湾人華僑は、外国へ行く時に必ず法務省入国管理局の厳しい審査を受けなければならなかった。彼等の日本在住は無国籍者が政治難民として在住している状態であるとも言えた。その一方、国府支持の台湾人華僑は積極的に「協定永住」を求めている。なぜなら、在日朝鮮人は1965年「日韓法的地位協定」の締結によって、「協定永住」が得られるようになったからである。日本政府は協定永住権を持つ人に一定の保障を与えたのである。例えば、一般の外国人は1年以上の実刑判決を受けた場合、刑を終えてから強制送還されることになるが、協定永住権を持つ人は7年以上の重刑者以外に、強制送還はほぼ有り得ない⁽²³⁾。また、協定永住者は国民健康保険、児童手当や生活保護などの社会福祉政策の適用対象となった。そのため、台湾人華僑も同様の權益を求めている。

(21) 「外国人登録証と華僑臨時登記書」『東京華僑会報』第3号、1951年9月1日、第1版。

(22) 「永住許可申請手続、国籍欄は単なる中国人でよい」、「解説 区別された中国と中華民国」『東京華僑總會会報』第6号、1952年7月19日、第1版。

(23) 田中宏『在日外国人—法の壁、心の溝 新版』（岩波書店、1995年）44-48頁。

台湾人華僑の要求に応じて、1967年1月国府は外務省と交渉し、「中華民国籍を持つ在日台湾人とその子孫」の法的地位の改善を求めた⁽²⁴⁾。しかし半年後、日本政府からは在日台湾人を韓国人並みに扱うつもりはない、また国府駐日大使館からもこれ以上交渉を続けるつもりはない、との情報が伝えられてきた。独立派の台湾人はこれを「在日台湾人に対する蔣駐日大使館の背信行為」と批判した⁽²⁵⁾。台湾人華僑には一部が左傾化華僑団体の主導権を握り、蒋介石と国民党政府への批判を展開したが、国府擁護派の華僑団体も存在していた。しかし、国府は台湾出身者の特殊な歴史背景とその心境を十分に配慮せず、国府支持の台湾人華僑の切実な協定永住権獲得の要求を満足させることもできなかった。この協定永住権の交渉問題について、もう1つの注目すべき動向は「台湾青年独立連盟」が国府の対応を批判していたことであろう。当時、在日台湾人及び留学生を中心として結成された独立連盟は、その基本論理として国際法上における台湾の法的地位は未定である、また在日台湾人の法的地位の交渉に関して、日本政府は直接在日台湾人またはそれらの代表を相手に交渉するのが正道である、と主張していた⁽²⁶⁾。

在日台湾人の協定永住権獲得問題が表面化した後、1966年に独立運動者を中心とする「台湾人権利擁護総連合会」が結成され、翌年1月頃「緊急声明」が発表された。その声明文には、「現在の在日台湾人大多数は、蔣政権が台湾人全体の利益をないがしろにした『台湾人不在』のやり方で、また一方日本政府も、『五十年間にわたる植民地終結の清算処理』の原則によらないで『在日台湾人の法的地位』が不当に決められてしまうのではないかと、不安に満ちた気持ちでいっぱいである。」と書かれた。さらに、総連合会は4月8日東京品川区立青年館で「台湾人の権利要求大会」を開催し、そして大会で議決された「台湾人の法的地位等に関する請願書」を日本政府の諸官庁に提出した⁽²⁷⁾。この独立派による反国府の活動は日本と国府の外交関係にそれほど大きな影響を及ぼすには至らなかったとはいえ、最終的に台湾民主化運動と合流していった結果に注目すべきであろう。

2 台湾人華僑のアイデンティティ問題

1951年に入ると、全日本の華僑総会は新中国支持派と国府支持派に分裂し、そして都道府県や大都市の華僑組織のほぼ全部が二分化してしまった。そのうち、東京華僑総会は北京政府を支持する全国レベルの華僑組織となり、総会発行の『華僑報』（その前身は『東京華僑会報』、1951年4月改題第1号）は機関誌としての役割を果たし、今日まで発行されている。この『華僑報』は多く

(24) 林啓旭「『在日台湾人の法的地位』の問題点－蔣占領政権は台湾の主権者ではない」『台湾』第1巻第3号、1967年3月、1頁。

(25) 「在日台湾人に対する蔣駐日大使館の背信行為－『在日法的地位』の対日交渉はかくも簡単に流れてしまった」『台湾』第1巻第8号、1967年8月、37頁。

(26) これは前掲『台湾』という雑誌の論点である。この雑誌は「台湾青年独立連盟」が同年1月に創刊した新しい機関誌である。その前身は1960年独立運動啓蒙団体の台湾青年社が創刊した『台湾青年』であった。1967年から『台湾青年』が中国語雑誌となったため、日本語の機関誌として『台湾』が創刊された。

(27) 林啓旭「『在日台湾人の法的地位』の問題点－蔣占領政権は台湾の主権者ではない」『台湾』第1巻第3号、1967年3月、1-8頁。「台湾人の権利要求大会 日本政府に請願」『台湾』第1巻第5号、1967年5月、31-32頁。

の台湾関連の記事と論評を掲載したことから、在日台湾人の問題を理解できる一次史料であると言える。

『華僑報』の記事を整理してみると、①華僑あるいは僑団の関連動向、②新中国の動向とその華僑政策、③台湾関連の報道や台湾史の基本知識、④「国慶日と二・二八記念日」の特集などの4つに分けられる。勿論、社説、エッセイ及び風刺漫画なども定期掲載している。そのうち、僑団の関連記事は華僑社会を知るための情報源として機能したが、新中国に関連する記事は北京政府への賛美記事や宣伝文が目立ち、客観的報道とはいえないものだった。また、約半分を占めていた台湾関連の報道は蒋介石や国府への批判記事が多かったが、台湾史に関する論稿や人物紹介もよく見られた。台湾問題や台湾人華僑のアイデンティティの対立を明らかにするため、ここでは『華僑報』の記事を中心として台湾人華僑の言動をまとめて再検証してみよう。紙上論壇の焦点を絞るために、以下で「日本植民地支配の清算」と「二・二八事件の歴史認識」の二つの争点を取り上げることにしたい。

(1) 植民地支配の清算と台湾の将来

1953年9月、『東京華僑会報』では在日台湾人団体の動向を次のように述べている。「台湾同郷会は7年前、華僑を華僑聯合会に統一するため、発展的解散をしたが、最近また一部の人の暗躍によってでっち上げられている。その表向き理由は、一応台湾省民の愛郷心を結集するということであるが、発起人があいまいである点と、通知が全台湾省出身者に対してでなく、都合のよい一部の者にしか与えていない点及び連絡事務所が偽総会になっている点から、これは偽総会に関係している連中の政治的陰謀に違いないと見なされて、最初から全然問題にされていなかった⁽²⁸⁾。」この批判の記事は二分化の華僑団体の対立構図を描き出した。つまり、北京政府寄りの華僑総会から見ると、台湾同郷会の再結成は国府の陰謀であり、日本華僑への反共動員政策の一環であったと言えるということである。

1952年11月の第8号の『東京華僑会報』には、「台北華僑会議に反対、留日華僑各界会議、声明を発表」との記事が掲載された。同年10月国府は台北で世界各国の華僑団体の幹部を招集し、華僑事務会議と反共宣伝大会を開催した。この集会に対抗するため、左傾化した華僑も反国府の宣伝活動を展開した。前掲の記事は国府による華僑への反共協力動員政策への反対活動の一環であった⁽²⁹⁾。さらに、1953年3月には蒋介石総統復職三周年の記念活動が台湾島内で盛大に行われた。同様のイベントは海外各地や日本の東京や神戸などでも開催された。これにより、日本における華僑団体の対立が一層激しくなった。

1953年、東京華僑総会は国府への批判より、むしろ如何に北京政府と信頼関係を築くかという目標に力を尽くしていた。この時期で、最も注目すべきなのは花岡事件犠牲者の慰霊祭と遺骨送還の活動であろう。これは戦時期中国大陆から連行されてきた炭鉱労働被害者が抱えていた問題で

(28) 「見破られた政治的陰謀 台湾同郷会 開店休業か」『東京華僑会報』第16号、1953年9月5日、第1版。

(29) 「台北華僑会議に反対、留日華僑各界会議、声明を発表」『東京華僑会報』第8号、1952年11月25日、第1版。

この2ページの特集には多くの批判記事があり、例えば第2版には「台北会議の諸決議を粉碎、反対運動、全国的に展開」がある。

あったが、左傾化した在日台湾人の幹部たちは積極的に善後措置の連絡などに奔走していた。この遺骨送還の実現とともに、興安丸による華僑の集団帰国も実現したのであった。同年9月『東京華僑会報』第17号には「華僑の大同団結を提唱」、「建国四週^{ㄨㄨ}年に当たって」という記事と社説で戦後から今までの華僑活動と新中国の現状を紹介した⁽³⁰⁾。

1954年8月、北京で初の全国人民代表大会が開催され、「台湾解放宣言」が採択された。そのため、同年9月15日発行の『東京華僑会報』第29号には、『人民日報』の「台湾同胞に告ぐ」と題する社説が日本語訳で掲載され、また多くの関連記事が見られた⁽³¹⁾。次に、第30号の『東京華僑会報』は「増刊 台湾問題特集」を組んで発行され、また「台湾省出身華僑の意思統合をはかるため」、台湾問題懇談会を開催した⁽³²⁾。その後、懇談会参集の人を中心にして、新しい僑民組織が作られた。こうして、台湾解放の宣伝攻勢もこれを期にして一段と強化されていった。例えば、1955年2月25日の『東京華僑会報』の社説は「台湾解放の決意新たに 二・二八民変八周年を迎えて」と題して報じられたのであった。

北京政府による台湾解放の宣伝に対して、日本華僑社会における対抗勢力は国府ではなく台頭してきた台湾独立運動だったと言える。1955年4月、廖文毅⁽³³⁾は「祖国台湾の運命」を『文藝春秋』に発表し、台湾は独立すべきだと訴えた⁽³⁴⁾。この文章は国府の情報機関に大きな衝撃を与え、北京政府への対抗宣言とも見なされた。しかし、華僑紙上論壇に論争を巻き起こしたのは、1957年7月邱永漢「台湾人を忘れるな」が『中央公論』で発表された後のことであろう。邱の論稿には「『いかなる領土の変更も、その土地の住民の意思に反して行われることはない』というのが第二次大戦における連合軍側の合言葉であったが、台湾人はかつて自分達の意味を表示する機会にも恵まれず、その領土変更に関する相談を受けたこともない。もっとも相談を受けなかったのはひとり台湾人だけではないから贅言は言えないかもしれない。しかし、色々と紆余曲折はあったけれども、台湾人がその意思表示をする機会はやほど近づいてきたと最近の私は思うようになった。」その理由として次の3点を挙げた。「第一、歳月が経つにつれて、台湾人と大陸からの中国人の勢力関係が逆転していくことは明らかである」、「第二に国民政府が弱体化すれば、アメリカは国民政府を支持することの無意味さを悟るようになるであろう。」、「第三、武力を行使しても海軍力のない中共が台湾を奪回することはできないであろう。」邱は「これが私の台湾問題に対する見透しである」と誇ら

(30) 「社説 建国四週^{ㄨㄨ}年に当たって」「華僑の大同団結を提唱 理事会声明文を発表」『東京華僑会報』第17号、1953年9月25日、第1版。

(31) 「革命の伝統をうけつげ、台湾解放は神聖な事業」『東京華僑会報』第29号、1954年9月15日、第2版。

(32) 「台湾解放にわきたつ大陸同胞」『東京華僑会報』第30号、1954年10月1日、第2版。1958年11月、「台湾問題懇談会」が正式に発足となった。さらに、日中国交が樹立した後、1973年懇談会を引き継いで「台湾省民会」が創立され、また機関誌としての『台湾省民報』も刊行された。

(33) 廖文毅（1910-1986）はその代表的な人物であった。台湾雲林の裕福な家庭に生まれた廖は、同志社中学を経て南京金陵大学を卒業、米国へ留学しオハイオ州立大学で化学博士を取得した。廖文毅は中国留学の経験があったが、戦後の台湾では高い官職を得られなかった。また、彼は「聯省自治」の理念を掲げて選挙に出たが、陳儀政府の妨害で落選した。その後、廖は上海に渡り、滞在期間中に事件が勃発した。彼は事件発生時の不在者であったにもかかわらず、指名手配のリストに載せられた。

(34) 廖文毅「祖国台湾の運命——蔣政權をセント・ヘレナに流せ」『文藝春秋』4月号、1955年4月、114-121頁。

しげに語った⁽³⁵⁾。

このような言論に対して、翌年の『華僑報』には3本の批判的論評が掲載された。まず、1958年11月21日の『華僑報』では東京華僑総会の理事である蔡錦聡と呉修竹がそれぞれ「日本人の郷愁」と「思想的売春婦—邱永漢」という文章を発表した。2人とも邱永漢の「植民地根性」を厳しく糾弾した⁽³⁶⁾。次に、12月の『華僑報』には引き続いて呉公揚「邱永漢に惑わされず、真面目に台湾を考えよう」と題した批判文が掲載された⁽³⁷⁾。1949年以降、台湾の将来については「信託統治を経て住民投票による独立論」が提議された後、左傾化した台湾知識人は常に独立派批判を展開してきた。たとえば、1971年創刊の『日中』には劉明電「『台湾民族』は存在するか」や蔡友民「『台湾独立派』の犯罪性をあばく」が掲載された⁽³⁸⁾。彼らの論点は主に台湾民族論の間違い、そして独立論の背後にある日本とアメリカの陰謀などであったが、前掲の記事からは日本植民地支配の過去清算及び台湾解放による祖国統一の希求なども読み取れる。

(2) 二・二八事件への歴史認識とその展望

二・二八事件への認識は、台湾人華僑をめぐるナショナル・アイデンティティのもう1つの対立点であった。前掲のように、1955年2月25日『東京華僑会報』の社説は「台湾解放の決意新たに 二・二八民変八周年を迎えて」であった。1956年1月、東京では廖文毅を中心とした「台湾共和国臨時政府」の樹立を宣言した。いわゆる台湾問題がいつそう複雑化したように見えた。戦後、日本における台湾独立運動は二・二八事件を起源と見なしても間違いのないだろう。しかし、廖文毅は最初に独立というより国連への信託統治をも模索していた。東アジアの冷戦体制が確立された後、台湾の国連による信託統治の可能性が低くなった。そのため、廖等の台湾民主独立党は1955年に東京で台湾臨時国民議会を開設し、翌56年2月28日、臨時政府の樹立及び廖文毅の大統領就任式は「台湾二・二八革命第九周年記念会」と共に举行された⁽³⁹⁾。臨時政府樹立を二・二八記念日に選んだこと自体、独立派の歴史認識を表していた。この廖文毅を中心とする独立派の活動は海外台湾人の理解と支援を得られたとは言えなかったが、国府に対する批判という意味では一定の宣伝効果があったと思われる。これに対して、北京政府支持の『東京華僑会報』も同年2月に、「二・二八特集号」を組んで、別の歴史認識に基づいて台湾解放の宣伝を強めていった⁽⁴⁰⁾。

1957年2月と3月、『東京華僑会報』は「二・二八特刊」と「台湾の平和解放へ前進」の連続特集を組んで、台湾の近況を紹介するとともに各地在住の台湾人の談話を載せた⁽⁴¹⁾。その後、機関紙が『華僑報』へと改題されても、二・二八事件を台湾解放の原動力とする記述が掲載されてきた。

(35) 邱永漢「台湾人を忘れるな」『中央公論』第829号、1957年7月、32-42頁。

(36) 蔡錦聡「日本人の郷愁」、呉修竹「思想的売春婦—邱永漢」『華僑報』第118号、1958年11月21日、第1版。

(37) 呉公揚「邱永漢に惑わされず、真面目に台湾を考えよう」『華僑報』第120号、1958年12月11日、第1版。

(38) 劉明電「『台湾民族』は存在するか」、蔡友民「『台湾独立派』の犯罪性をあばく」『日中』第8号、1972年7月、7-37頁。

(39) 「号外」『台湾民報』東京：台湾民報社、1956年2月28日、第1版。

(40) 甘文芳「アジアの暗黒地帯台湾—二・二八に寄せて故郷を懐う」『東京華僑会報』第46号、1956年2月25日、第2版。

(41) 呂汝玉「二つの『二・二八記念』と台湾問題—林さんと李さんの対話」『東京華僑会報』第60号、1957年3月11日、第2版。

例えば、1957年5月1日、中新「台湾知識人の悲哀」や同年10月1日の呂漱石「台湾の平和解放こそ華僑繁栄の道」などの論稿はいずれも左傾化台湾人の歴史認識が述べられている⁽⁴²⁾。二・二八事件への歴史認識の違いにより、台湾の将来への展望が大きく異なることは台湾人華僑のナショナル・アイデンティティの分岐点となったと言えよう。

勿論、華僑紙には在日留学生の経済問題、婚姻問題、居留問題や卒業後の就職問題などの相談記事も掲載された。例えば、1958年「華僑百花 子弟の教育と就職」というような記事も見られた⁽⁴³⁾。しかし、紙面の記事全体を読んでいくと、台湾問題や中国情報、日中関係、国際情勢などの政治色の強い記事が大きな割合を占めていたことがわかる。例えば、台湾問題に関しては次のようなタイトルの記事がある。「台湾問題で語り合う 在東京の台湾省出身者」⁽⁴⁴⁾、「米帝国主義の本質 台湾を第二沖縄化」⁽⁴⁵⁾、「特集座談会 大きく変化したこの一年を顧みて 燦たる人民公社の出現『独立』 蠢動は台湾人民の反国民党感情を利用」⁽⁴⁶⁾などである。華僑団体の機関誌とは言え、華僑の生活問題に焦点を当てて紙面づくりに努力する形跡がほとんど見られなかった。これを「政論新聞」と見なすこともできよう。この台湾人華僑主宰の華僑紙をまとめてみると、戦後国際政治及び国共内戦に翻弄された在日台湾人の処遇問題、また国民党政府支持と北京政府支持（台湾出身と大陸出身の区別ではない）の華僑の対立問題、さらに二つの中国の「僑務政策」という華僑争奪戦などを知ることができる。

3 むすびにかえて——境界人としてのアイデンティティの模索

日本社会における華僑は常にアイデンティティ確立への模索を続けているが、この模索はナショナル・アイデンティティの分裂問題だけではなく、マイノリティとしてマジョリティへ帰化する上でのプレッシャーもあった。東京華僑総会の機関誌には台湾人華僑のアイデンティティや国籍問題に触れる文章も少なくなかった。例えば、台湾人華僑の帰化を次のように批判している。「(帰化の原因は：筆者注)生活問題以外に、国民党治下の台湾にみきりをつけたとか、中国の実情に疎いとかの人々もおるだろう。こういう人々に対しては、われわれは李鴻章割台当時の多くの志士たちの憂国の詩歌を思い出すと同時に、輝かしい祖国の将来に誇りを感じず。実際的には外国人なら出入国管理法令でやられるし、日本人ならば破防法でやられるという始末で、その苦しみは決して異ならない。日本の真の民主化のみが日本在住の外国人の正当な権利を守り得ると断ずるより外ないのだ⁽⁴⁷⁾。」これは帰化申請者を批判するとともに、民主派の日本人との共闘を呼びかける論稿であった。このような論旨はその時代の雰囲気を反映していると言える。戴国輝が名付けた「境界人」と

(42) 中新「台湾知識人の悲哀」『華僑報』第65号、1957年5月1日、第2版。呂漱石「台湾の平和解放こそ華僑繁栄の道」『華僑報』第79号、1957年10月1日、第2版。

(43) 楊義範「華僑百花 子弟の教育と就職」『華僑報』第93号、1958年3月1日、第2版。

(44) 「台湾問題で語り合う 在東京の台湾省出身者」、『華僑報』第113号、1958年10月1日、第1版

(45) 「米帝国主義の本質 台湾を第二沖縄化」『華僑報』第119号、1958年12月1日、第1版。

(46) 「特集座談会 大きく変化したこの一年を顧みて 燦たる人民公社の出現『独立』 蠢動は台湾人民の反国民党感情を利用」『華僑報』第121号、1959年1月1日、第2版。

(47) 「随想 祖国を『喪失』する人々へ」『東京華僑会報』第6号、1952年7月19日、第2版。

いうポジションを理解する史料にもなるだろう。

戴国輝の著書には大陸系華僑、台湾人華僑のアイデンティティ問題が鋭く描かれている。まず、彼は大陸出身の華僑を次のように説明している。「(中華街の住人を除いた)大陸出身者の多くは『政治的過去』を精神的負荷として背負い続けていると伝えられています。『満州国』関係者、汪精衛政権関係者、国府からの脱落者、亡命者、さらに国共内戦からの避難者等々がその主な『政治的過去』と言えそうです。」その後、彼は台湾人華僑を次のように分析している。「彼らは周知のように、植民地支配をめぐる日・台関係下の歴史的経緯のもとに華僑化した人びとです、彼らのなかには留学生出身者が、日本当局の徴用を受けて来日したまま留まった元工員たち、戦犯に問われて巣鴨の監獄に入れられた人びと、戦前から日・台間の移出入関係の業務にたずさわっていたもの、国府統治からの亡命者、戦後新たに来日した留学生、近年は無医村の駐村医者として招かれた人びと等々があります。」双方の過去を説明した後、台湾人華僑のアイデンティティを次のように説明している。「一般的に言って、大陸出身の華僑に比べて、台湾出身の華僑のアイデンティティ葛藤は深刻でありましょう。台湾人華僑一世の抱く帰属感への不安は、主として植民地支配によってもたらされました。日本による50年の支配は、当然のことながら、被支配者側の文化・言語・民族意識を磨滅し、解体させたのです⁽⁴⁸⁾。」そして、さらに実例を用いて彼は帰化した台湾人の挫折と悲哀を描いた。

このようなアイデンティティ葛藤のこうした描写は見事であるが、戦前来日した台湾人と戦後來日した台湾人との状況を混同させる恐れがある。歴史の変遷の視点から見ると、適切な描写とは言えない。なぜなら、日本の法務省は華僑を戦前来日の「元台湾人」とそれ以外の「中華民国人」あるいは「中国人」と区別している⁽⁴⁹⁾。特に、戦後來日の台湾人は同じ植民地支配を体験した台湾人華僑とは言え、戦前来日の台湾出身者とは法的地位が異なった。彼らは確かに在日外国人として「入管闘争」を展開していたが、これはまったく別次元の問題である。

戦後來日の台湾人華僑は外国管理体制下に置かれ、在留資格の変更や在留期限の延長が難しくなった。また、国府は中華民国籍の華僑を厳しくコントロールし、祖国への忠誠心を求めた。反政府活動に関わる被疑者に対して、国府は旅券延長の不許可や帰省中の逮捕などを行い、1952年から1972年の間で、このような国府の人権侵害事件が何回も起きた。在日の反政府活動とは台湾人華僑が北京政府支持者あるいは独立運動者となる問題で、いずれもナショナル・アイデンティティ問題と関連する事件であった。そのうち、1955年の「洪進山事件」がもっとも早い時期に起きた2つの中国をめぐる政治抗争だと言えよう。

1954年2月、洪進山は台湾警察機関の派遣により、日本の警察学校に入学した。翌年、洪は日本留学を継続するという理由で帰国命令を拒否し、さらにその後中国大陸へ行く意思を表明した。その時、日本の入国管理局は不法滞在となった洪を強制送還しようとしたが、東京華僑総会は洪の救援活動に乗り出し、台湾への強制送還を阻止した。華僑団体による援護と法廷抗争の末、1956年2月1日、洪進山は山鳥丸で門司を出航し、4日上海に到着した。この結果は日本の出入国管理令第52条第2項の規定により、強制送還される時に本人が送還先を選ぶことができるという措置

(48) 戴国輝「日本華僑への手紙」、前掲『華僑—「落葉帰根」から「落葉生根」への苦悶と矛盾』120-125頁。

(49) 「在日元台湾人の法的地位」『沖繩関係 出入域、外国人の法的地位 在沖繩外国人の法的地位 (1)』日本外務省公開外交記録、外交史料館所蔵、分類番号：A.3.0.0.7-1。

に基づくものであった。これは人権保障に基づく措置であり、2つの中国への対応策でもあった。結局、送還先の選択権の付与が事件の解決策となった⁽⁵⁰⁾。

また、2つの中国の選択をめぐる抗争事件として、1970年の「劉彩品事件」はもっとも注目に値するだろう。これは本人が国府の旅券延長を拒否し、中国人として中華人民共和国を選択した事件であった。劉は1936年嘉義に生まれ、1956年私費留学生として来日し、翌年東京大学に入学、1965年大学院に進学した。彼女は博士課程在籍中に日本人の木村博と結婚した。1968年、国府発行の旅券の期限が切れたが更新せず、1970年、ビザの更新申請の際、入管当局は旅券の期限切れを理由にその交付を拒否した。劉は台湾当局にパスポートを申請する意思がないこと、そして中国人として中華人民共和国を選択することを表明した。その結果、彼女はビザを更新できず、不法残留となり、場合によっては台湾へ強制送還される恐れが生じたのである。そこで、劉彩品支援の運動が彼女の所属する院生自治会で始められ、さらに学内外の支援活動へと拡大していった。

実際のところ、この事件とは劉の在留資格更新を求めるための抗争ではなく、国府と入管当局による人権侵害に対する抗議運動であった。劉はなぜ旅券更新をしなかったのか、入管への理由書には次のように述べられている。「1968年から劉・顔事件、陳中統事件が相次ぎ交友のみで、死刑求刑されてきた国府の実情からして、それに1967年（昭和42年）以後、日本の入管も強制送還をくり返してきた事情をかえりみて、3年査証を持つ私が1年査証しか持たない在日中国留学生に対し、思想・信条は別として、手続上、必要な旅券のために連帯保証人を頼むわけにはいかないの、私は旅券無効のまま3年査証を受けようと考えました⁽⁵¹⁾。」入管の係官は旅券なしで、日本に在留できるのは戦前から日本にいる外国人に限ると答え、何回も彼女のビザ更新を拒否した。しかし、その後の支援運動の拡大により、同年9月24日に在留許可を得られた⁽⁵²⁾。

劉の理由書には国府への批判として、1967年「劉佳欽・顔尹謨事件」、1968年「柳文卿事件」と「陳玉璽事件」、1969年「陳中統事件」などの反政府華僑への取締事件が記されていた。この一連の留学生逮捕や強制送還をここでは逐一紹介しないが、総じて言えば陳玉璽が北京政府を支持したほかは、全員が台湾独立運動に関わる事件であった。そのうち、劉佳欽、顔尹謨、陳中統はいずれも在日の交友関係で独立派の人物と接触があるという疑いで、帰省中に逮捕・求刑された⁽⁵³⁾。劉の訴えは国府の華僑や留学生への監視体制を浮き彫りにした結果となった。また、この迫害事件は、劉が旅券なしで在留資格の許可を得られるきっかけともなり、翌年、この支援運動は大きな反響を呼び、運動の全記録が単行本として出版された⁽⁵⁴⁾。

1960年代以降、在日華僑を含む外国管理体制への反対運動は前掲の代表的な抗争事件の関係者だけでなく、1969年日本の新左翼の支援で成立した「華僑青年闘争委員会」という団体によっ

(50) 日本華僑華人研究会編著、陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』367-373頁。

(51) 劉さんを守る友人の会編『日本人のあなたと中国人のわたし——劉彩品支援運動の記録』（ライン出版、1971年）、4頁。

(52) 1970年、中華民国籍を放棄した劉彩品は在留資格を獲得した後、翌年夫木村博と一緒に中国へ渡った。その後、劉は南京の紫金山天文台に就職し、全国人民大会代表にも選ばれた。1989年の天安門事件で中国共産党政権に失望し、家族全員で日本へ引き揚げた。

(53) 宮崎繁樹『出入国管理——現代の「鎖国」』（三省堂、1970年）18-52頁。

(54) 前掲、劉さんを守る友人の会編『日本人のあなたと中国人のわたし——劉彩品支援運動の記録』（ライン出版、1971年）。

でも活発に行なわれていた。この「華青闘」の活動は日本の学生運動の展開とつながっているが、華僑の居留問題とも関連している⁽⁵⁵⁾。ただし、この華僑青年達は台湾出身者もいたとはいえ、その殆どが日本生まれの若者であった。彼らの法的地位は戦前来日の台湾出身者の子を除いて、戦後來日した華僑と同様であった。つまり、殆どの台湾人華僑は同様に2つの祖国の選択に悩んでいたのだが、法的地位の相違で異なる状況に直面していた。

戴は在日台湾人の心性を描きながら、日本社会の閉鎖性を批判した。特に、帰化する時に姓名を日本式に改めさせられた華僑にとって自らのエスニシティの保持と発展が困難となったことに関する彼の論評は最も鋭い観察眼を発揮したものであろう。彼が指摘した問題点は、主に戦後來日した台湾人が、マイノリティとしていかにマジョリティ社会へ適応するかという問題であった。前述のように、本稿で提起した1950-60年代の間、戦前来日の台湾人華僑が2つの中国をめぐるナショナル・アイデンティティに悩まされてきた問題とは異なる様相を呈している⁽⁵⁶⁾。華僑全体には閉鎖的な日本社会にどのように適応すればよいのかなど、勿論多くの共通点があると考えられるが、まずは適応問題の歴史的な変遷や時代状況を明らかにすべきであろう。

戦後、台湾人華僑は個人の出自を隠し、あるいはあいまい化してきたというケースが多かったが、台湾が民主国家となった後、在日台湾人は中国が改革開放してから来日してきた「新新華僑」と対抗しながら、台湾人アイデンティティをあいまい化するというより、むしろ自分の出自を顕在化させるようになった。これにより、華僑社会にどのような変化をもたらすことができたのか、これは今後注目すべき課題であろう。

(Ho I-Lin 国立台北教育大学)

(55) 華僑青年と日本の学生運動とのつながりは次の著書を参照されたい。森宣雄『台湾／日本 ― 連鎖するコロナリズム』(インパクト出版会, 2001年)。桂秀美『1968年』(筑摩書房, 2006年) 154-190頁。

(56) 戴は日本社会を次のように批判している。「帰化を受け入れる側、華僑を隣人として居住をともにする日本人、日本人社会のあり方に問題は全然ないと考えていいものでしょうか。特に国際化の促進を方々で試みている目下の日本社会で、そのあり方をともに問い直すためにも、帰化のあり方に一考を加えてしかるべきではないでしょうか。」戴国輝「日本華僑への手紙」, 前掲『華僑——「落葉帰根」から「落葉生根」への苦悶と矛盾』, 120-125頁。